

調整指導等検討委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東予地域メディカルコントロール協議会（以下「東予協議会」という。）の中で、各専門部会との調整や、必要に応じた教育・指導を行う上での、運営要領を定めるものとする。

(組織)

第2条 東予協議会に属する、各消防本部間の調整や教育・指導を図るため、各消防本部の指導救命士及びこれに準ずる者をもって、組織する。

(運営委員)

第3条 調整指導等検討委員会の運営委員は、次のとおりとする。

- (1) 東予地域の各消防機関の長が推薦し、東予協議会の会長が委嘱する。
- (2) 運営委員に、委員長1名を置くものとする。また運営委員は、各消防機関より指導救命士または指導救命士に準ずる者とする。
- (3) 調整指導等検討委員会の運営委員の任期は、当該消防機関の長が認める期間とする。
- (4) 委員長の職に就くものは、東予協議会事務局を置く消防本部の指導救命士または指導救命士に準ずる者とする。
- (5) 委員が交代する時は、後任者が就任するまで、その職務を行う。

(事務局)

第4条 調整指導等検討委員会の運営にあたり、東予協議会の事務局が行うものとする。

(事業内容)

第5条 調整指導等検討委員会は、東予協議会に属する各専門部会間の調整や、各消防本部間で共有できる体制を構築するため、必要に応じ教育・指導・調整を行う。また、各消防本部間の地域格差の是正を行うため、消防本部間の調整や情報の共有を図る。

東予協議会に属する各専門部会等から意見・要望・確認等がある場合、意見書（様式1）に必要事項を記載し、事務局へ提出、委員会を通じ調整・検討する。

(委員会の開催)

第6条 意見書等で、検討事項等が提出され、調整指導等検討委員会を開催することが望ましいと判断した場合、東予地域各消防本部の委員及び各専

門部会長の参画により対応する。

(事業報告)

第7条 調整指導等検討委員会に関する事業報告は、委員長が東予協議会へ行うものとする。

(その他)

第8条 調整指導等検討委員会の運営上問題が生じた場合、その都度、運営委員で協議調整し、解決できない場合は、東予協議会で諮るものとする。

附 則

この要領は、令和6年5月15日から施行する。